

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名： 株式会社伊藤組（法人番号3330001012594）
業者の住所： 熊本県阿蘇郡小国町黒淵2539-1
- 2 指名停止措置期間： 令和8年2月2日から令和8年5月1日まで（3か月）
- 3 指名停止措置の範囲： 熊本県、宮崎県及び鹿児島県
- 4 事 実 概 要： 上記有資格業者の元代表取締役社長は、熊本県小国町が発注した土木工事などの指名競争入札において、伊藤組を含む9社を選定した謝礼として、同町職員に対し、県内の飲食店などで29回にわたり、計52万円相当の接待を行ったとして、令和7年11月5日、熊本県警に贈賄容疑で逮捕され、同月26日、熊本地検に贈賄罪で起訴された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第3号ア（贈賄）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領（抄）
付表第2

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のア、イ又はウに掲げる者が対象区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上9か月以内 2か月以上9か月以内 1か月以上3か月以内